

[事案 2022-276] 契約無効請求

・令和5年12月1日 裁定終了

<事案の概要>

募集人の説明不足を理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成26年10月に契約した限定告知型の終身保険（契約①）を平成30年12月に解約し、平成31年1月に契約①から乗り換える形で限定告知型の終身保険（契約②）を契約したが、以下等の理由により、契約①②を無効とし既払込保険料を返還してほしい。

- (1)募集人は、持病を持っている人でも加入できるということだけを強調して説明し、その他のデメリットなどは説明せずに、口頭の説明のみで強引に契約させた。
- (2)募集人は、被保険者の持病を聞いていない。
- (3)募集人は、日本の後期高齢者医療制度と照らし合わせて保険のプランを作成せず、非常に不利益な保険を契約させた。
- (4)高齢者に対する募集ルールが遵守されておらず、自分の長男の名前で勝手に契約書を作成している。
- (5)自分は約款をもらっていない。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)契約①②とも、申立人と配偶者に対して、「契約概要／注意喚起情報兼商品パンフレット」にもとづいて説明し、保険料が従来の保険よりも割増しされているというデメリットの説明もした上で、申込書、意向確認書に署名押印してもらった。
- (2)募集人は、申立人配偶者の既往症を聞いていたため、限定告知型の保険を勧めた。
- (3)契約①②とも、既往症を持っていても申し込める保険であり、契約②は契約①と同じ保障内容で保険料が安い。このため「非常に不利益な保険」ではない。
- (4)代理店の高齢者募集ルールは、70歳未満の親族の同席であるが、いずれも申立人の子の同席があった。
- (5)いずれの契約も、代理店によれば、約款は申立人に手渡ししており、いずれの申込書の約款受領欄にも押印または署名がある。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人の説明不足は認められず、保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。